

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申案に対する意見

項目及び記述内容	意見
<p>2－（１）－① 電波利用の柔軟化 P 3～4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の目的への利用を義務付けるものとし、しないことが適当である ・「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみ無線局を利用することのないよう、制度設計をすることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当である。 ・具体的にどのような場合に「本来の目的」をないがしろにしたことになるのか？例えば伝送設備規律として帯域の使い方を規律するのか、或いはコンテンツ規律になるのか不明。今後の制度設計に当たっては地上放送の理念を遵守することを明記し、又、実際の具体化では放送事業者の考え方や意見を尊重して制度に反映させるべき。
<p>2－（１）－② ホワイトスペースの活用 P 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害報道など地上放送の地域性を中心とした基幹メディアとしての役割が常に担保されること、及び、混信などで放送に影響を与えないことを前提条件とすべき。 ・上記2－（１）－①同様に、利用を義務付けないことを明記すべき。
<p>2－（３）－① 免許不要局の範囲の見直し P 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相互干渉や混信など放送に影響を与えないことが必要。
<p>3－（１）－③ 現行の受託放送役務に係る規定 P 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受委託放送制度に準じた制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上放送を基幹メディアとして機能させるのにハード・ソフト一致は極めて大きな役割を担っている。従って、その見直しに当たっては、地上放送の基幹メディアとしての理念や位置づけ、番組編集の自由などが毀損されたり脅かされることがないように、その旨を答申自体に明記すると共に、受委託放送制度に準じた制度の整備に際しても十全に配慮すべき。

	<p>< * > 例えば、認定制度導入により、地上放送の認定取り消しや業務停止などが、現行に比べ簡易になることがないような担保措置。</p>
<p>3 - (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保 P 9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業を核とした集約に際しては、地上放送事業者では経営形態模の差異や有線と無線の設備の違いなどに十分に留意して柔軟に行うことが必要。少なくともミニサテレベルの小規模設備と、伝送路設備の予備電気通信回路の設置義務は例外にすべき。 また、違反した場合の担保措置についても、これまでも地上放送事業者が実質的な取り組みを継続していることを踏まえ、新たな負担を課すことがないようにすべき。 ・有線事業者（CATV）による再送信が地上放送の視聴に占める割合は年々増大しており、再送信での放送の安全と信頼性の確保が重要。
<p>4 コンテンツ規律 全般 P 1 1 ~ 1 6 及び 4 - (3) - ② 業務開始の手続き等 P 1 3 ~ 1 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送設備の設置と放送の業務を別々の行政手続とし、... 一致と分離の別を事業者が選択可能とする ・基本計画の対象となる地上放送は、... 例えば「認定制」のように適格性を有する者を比較審査できる手続とする <p>及び 4 - (3) - ① 一定の放送を確保するための規律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地上放送を基幹メディアとして機能させるのにハード・ソフト一致は極めて大きな役割を担っている。従って、その見直しに当たっては、地上放送の基幹メディアとしての理念や位置づけ、番組編集の自由などが毀損されたり脅かされないことがないように、その旨を答申自体に明記すると共に、受委託放送制度に準じた制度の整備に際しても十全に配慮すべき。 < * > 例えば、認定制度導入により、地上放送の認定取り消しや業務停止などが、現行に比べ簡易になることがないような担保措置。 ・地上放送である委託放送事業者の認定基準の整備策定とコンテンツ規律の整備策定に当たっては、現行の地上放送の規律を基本とし、新たな規制につながる規律は設けない。 ・基本計画の整備に際しては、地上放送である委託放送事業者が現行同

<ul style="list-style-type: none"> 従来地上放送については、... 放送施設の設置者（或いはそれと一定の関係を有する者）が放送の業務を希望する場合には、希望が優先されるよう... 配慮した措置を講ずることが必要 	<p>様 HDTV を基本としたデジタルの特性を活かしたサービスが可能となるよう 6MHz（13 セグメント）の“帯域的免許（認定）”とし、その上で数の目標を達成できる周波数割り当てを行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上放送である委託放送事業者があまねく受信努力義務や放送基本計画などの規律を確保して事業が継続できるよう、地上放送の受託放送事業者に係わる伝送サービス規律に担保させるべき。 一致を選択する地上放送事業者の認定に際する優先措置は適当。但し、「あるいはそれと一定の関係を有する者」の“一定の関係”の今後の具体化に際しては、地上放送事業者の意見を尊重して欲しい。 地上放送における委託放送事業者の認定に際しては、受託放送事業者が役務提供を承諾していることをその前提条件とするような規定を明記すべき。 地上放送における受託放送事業者と委託放送事業者の設備の分界点の具体化に際しては、緊急放送など地域性の確保に支障がないように留意すると共に、地上放送事業者の意見を十分に反映して欲しい。
<p>4－（3）－②－（ウ）外資規制の関連 P 1 4</p> <ul style="list-style-type: none"> 外資規制は...地上放送は...現行と同等の規律をすることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 適当である。
<p>4－（3）－③ 番組規律 P 1 4～1 5</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上放送については番組準則はすべて維持 	<ul style="list-style-type: none"> 適当である。
<p>4－（3）－③－ア 番組規律 P 1 5</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者に対してその放送番組ごとに、例えば、教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の種別と当該種別の放送時間及びそ 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の番組調和原則の種別やショッピング番組の扱いについては、地上放送事業者の自主自立の精神と取り組みを最大限尊重すべき。

<p>の分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を導入.. また、ショッピング番組についても「広告放送」の範囲を含め 検討を進め... 必要な対応を図る</p>	
<p>4－（３）－④ 表現の自由享有基準 P 1 5～1 6</p>	<p>・概ね適当である。</p>
<p>4－（３）－⑤ 再送信制度の在り方 P 1 6</p> <p>・裁定制度は... 引き続き維持することが適当である。</p>	<p>・裁定制度は地上放送の根幹の一つである地域性と放送対象地域遵守 を大きく損なうことに作用しており、撤廃すべきである。</p>
<p>6 紛争処理機能の拡大 P 1 9</p> <p>・「電気通信事業紛争処理委員会」の対象を拡大し、... 制度設計 に取り組む</p>	<p>・具体的な制度設計においては、不要な介入を避ける意味からも、地上 放送事業者に意見を十分に聴くなど丁寧な対応を要望します。</p>
<p>8－（２） 既存事業者の扱い P 2 1</p>	<p>・適当である。</p>

法人名 : 讀賣テレビ放送株式会社
 代表者名 : 代表取締役社長 越智常雄
 住所 : 大阪府中央区城見 2－2－3 3